

議案第97号

工事請負契約の一部変更について

令和7年12月18日に議会の議決を経た市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事に係る工事請負契約の一部を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

- 1 工期 令和8年12月11日までを令和9年3月17日までに変更

提案理由

市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事について、中東情勢等の影響を受け建築資材の納期遅延が生じたことにより、工期に変更が生じたため、必要がある。